

長崎県知事選挙 長崎県議会議員補欠選挙

投票日

2月4日(日) 午前7時～午後8時

● **開票** 午後9時10分～(シーハットおおむら)

期日前投票

※期日前投票は、投票所入場券裏面の「宣誓書」の記入提出が必要です。

● ところ

① **市選挙管理委員会事務局(市役所別館1階)**

※不在者投票は①のみです

② **郡地区公民館**

③ **イオン大村ショッピングセンター**

● とき

県知事選挙

① **1月19日(金)～2月3日(土) 午前8時30分～午後8時**

※10月18日～25日に転入の届出をした人は1月25日からです

②③ **1月29日(月)～2月3日(土) 午前10時～午後8時**

県議会議員補欠選挙

① **1月27日(土)～2月3日(土) 午前8時30分～午後8時**

②③ **1月29日(月)～2月3日(土) 午前10時～午後8時**

これから始まる未来がある！

県知事選挙および県議会議員補欠選挙(大村市選挙区)は、皆さんの意思を県政に反映させる大切な選挙です。
また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから初めての県の選挙であり、多くの高校3年生が有権者の資格を得た選挙となります。

投票できる人

投票日に、満18歳以上(平成12年2月5日までに生まれた人)で、平成29年10月25日までに本市の住民基本台帳に記載されている人、または同日までに本市に転入の届出をし、引き続き投票日当日も居住している人。

転入して3カ月経っていない人

平成29年10月26日以降、県内から本市へ転入してきた人は、前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求して、本市で不在者投票ができます。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、本市などの市町長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」(無料)を提示するか、引き続き県内に住所を有することの確認を前住所地の選挙管理委員会から受ける必要があります。

転出する(した)人

県内へ転出する(した)人は、3カ月経たなければ、新住所地の選挙人名簿に登録されませんので、本市の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。新住所地で不在者投票ができます。この場合、本市の選挙人名簿に登録されてい

ることが必要です。なお、本市などの市町長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」(無料)を提示するか、引き続き県内に住所を有することの確認を本市の選挙管理委員会から受けることが必要です。

※本市の選挙人名簿に登録されていても、県外へ転出した人は投票できません。

不在者投票

投票日に仕事や出産などで市外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる人は、不在者投票ができますので、ご利用ください。不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入のうえ、市選挙管理委員会に投票用紙など一式を請求してください。

指定病院や老人ホームでの不在者投票

市内の次の病院や施設に入院(所)している人は、病院(施設)で不在者投票ができます。希望者は早めに病院(施設)へお申し出ください。

▼病院 長崎医療センター、市立大村市民病院、県精神医療センター、大村共立病院、貞松病院、南野病院

▼老人ホーム 慈恵荘、泉の里、箕望荘、サンライフ、ベイサイド大村、湧泉荘

▼その他 三彩の里、大村パールハイム

代理・点字投票

身体障がいなどのため、投票用紙に候補者の氏名を書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できますので、投票所で申し出てください。また、点字投票を利用する人も、投票所で申し出てください。

郵便投票

重度の身体障がい者は郵便投票が利用できます。

郵便投票ができる人

- ①身体障害者手帳をお持ちで、次に該当する人
- ・両下肢、体幹、移動機能障害の1級または2級の人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障がいの1級または3級の人
- ・免疫、肝臓障がいの1級から3級までの人
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、次に該当する人
- ・両下肢、体幹障がいの特別項症

から第2項症までの人

- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓障がいの特別項症から第3項症までの人

③介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で、同法第12条第3項の被保険者証の要介護区分が「5」の人

④そのほか、知事が書面で証明した人

郵便投票の手続き方法

あらかじめ選挙管理委員会で郵便投票証明書の交付を受けてください。有効期間が過ぎている人は、早めに交付手続きをしてください。

なお、郵便投票を希望の人は、投票用紙などの請求書と郵便投票証明書を添付し、投票日の4日前までに選挙管理委員会へ請求してください。

郵便投票の代理投票

自分で文字を書くことが困難な人は「代理投票」ができます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

船員の「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人

投票の際には、入場券と一緒に「選挙人名簿登録証明書」を提示してください。提示がない場合、投票

することができません。

なお、紛失した場合は、早めに選挙管理委員会に連絡してください。

投票所入場券

投票所入場券をなくしたら、選挙当日、ご自分の投票区の投票所で係員にお申し出ください。その場で入場券を再発行し、すぐに投票できます。

大事な投票
忘れずに!!

選挙に関する お問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎ 4111(内線341)

